

平成 26 年度事業計画【船員保険事業関係】新旧対照表

新（平成 26 年度）	旧（平成 25 年度）
<p data-bbox="136 373 461 411">・事業運営の基本方針</p> <p data-bbox="136 475 1104 699">1 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）<u>を踏まえた</u>上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に<u>立</u>って、<u>加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な</u>事業運営に取り組む。</p> <p data-bbox="136 715 1104 794"><u>また、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成する。</u></p> <p data-bbox="136 906 517 938">2 平成 <u>26</u> 年度においては、</p> <p data-bbox="136 954 1104 1129">(1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえ<u>た事業運営に引き続き努めるとともに、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行うほか、サービススタンダードを遵守するなど、常にサービスの向上を図る。</u></p> <p data-bbox="136 1217 1104 1393">(2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の<u>支援や船舶所有者における健康づくりの支援を推進するなど、総合的な取組みを継続する。</u></p>	<p data-bbox="1126 373 1451 411">・事業運営の基本方針</p> <p data-bbox="1126 475 2094 651">1 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）<u>に立脚した</u>上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に<u>た</u>って事業運営に取り組む。</p> <p data-bbox="1126 906 1507 938">2 平成 <u>25</u> 年度においては、</p> <p data-bbox="1126 954 2094 1082">(1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、加入者の視点に<u>立ち、サービススタンダードを遵守するなど常にサービス向上に努める。</u></p> <p data-bbox="1126 1217 2094 1345">(2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活支援<u>のため</u>の総合的な取組みを継続する。</p>

(3) さらに、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、自動点検機能を活用したレセプト点検の実施に向けた取組み、医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進などの取組みを推進する。

3 事業運営に当たっては、

(1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。なお、国による社会保障・税番号制度実施の取組状況、日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、実施に向けた検討を行う。

(2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努める。

(3) さらに、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努める。

(3) さらに、レセプト点検、医療費通知等の医療費適正化やジェネリック医薬品の使用促進のための取組みを推進する。

3 事業運営に当たっては、

(1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。

(2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努める。

(3) さらに、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努める。

重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

加入者の医療費、健診データを分析するとともに、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。

加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供及び意見収集
保健・福祉事業の効果的な推進
ジェネリック医薬品の使用促進
レセプト点検の効果的な推進 等

(2) 情報提供・広報の充実

- ◆ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施する。
- ◆ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。
- ◆ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等によ

重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。

加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供
保健・福祉事業の効果的な推進
各種給付の適正かつ迅速な支払い
レセプト点検の効果的な推進 等

(2) 情報提供・広報の充実

- ◆ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施する。
- ◆ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。
- ◆ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等によ

る情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

- ◆ メールマガジンを活用し、積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、船員保険事業の推進及び加入者サービスの向上のため、加入者や船舶所有者の意見を積極的に収集する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出ただけ際に利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを平成 25 年度に引き続き、年 2 回実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

また、船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況については、定期的に船員保険協議会において報告する。

る情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進に関する広報を実施するとともに、いわゆる「希望カード」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。また、運用状況については定期的に船員保険協議会において報告する。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

- ◆ 職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間: 10 営業日)の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつけるため、加入者や船舶所有者の意見を積極的に収集し、更なるサービスの向上を図る。
- ◆ お客様満足度調査については、継続的に実施する。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(2) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については、平成 26 年度に所得区分の改正が行われる予定であることから、加入者や船舶所有者に対して、改正内容の周知を図るほか、限度額適用認定証により高額療養費が現物給付されることを引き続き周知するなど、円滑な業務運営に努める。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(3) 職務上上乘せ給付等の申請勧奨

厚生労働省より船員に係る労災給付データの提供を受け、未申請者に対し、職務上上乘せ給付や特別支給金の申請勧奨を行い、その円滑な支給に努める。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(2) サービス向上のための取組み

- ◆ 職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間: 10 営業日)の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。また、お客様満足度調査について必要な見直しを行ったうえで、継続的に実施する。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(4) 保険給付等の業務の適正な実施

- ◆ 職務外給付、職務上上乘せ・独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ◆ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて周知を図る。
- ◆ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る。
- ◆ 東日本大震災により被災した加入者の一部負担金免除等について、適切に対応する。

(5) レセプト点検の効果的な推進

- ◆ 自動点検システムを活用した効率的なレセプト点検の実施に向けた取組みを進めるとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。
- ◆ 点検の効果があつた事例を集約して、より有効なシステムによるチェックを実施する。

(6) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、平成 25 年度に引き続き、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、

(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い

- ◆ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金、新たな特別支給金などの保険給付等を確実かつ迅速に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ◆ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて周知を図る。
- ◆ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る。
- ◆ 東日本大震災により被災した加入者の一部負担金免除等について、適切に対応する。

(5) レセプト点検の効果的な推進

- ◆ システムによる抽出条件を活用した効率的なレセプト点検を行う。また、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。
- ◆ 査定事例を集約して、より有効なシステムによるチェックを実施する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との

的確に行う。

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書等による催告などを実施する。

また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析に努め、加入者の特性や課題を把握した上で、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、効果的な保健事業の実施を図る。

また、第二期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、以下の取組み等を実施する。

- ◆ 被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導の保険者負担の上限額については、消費税増加分を引き上げることとし、受診しやすい環境の維持に努める。
- ◆ 被扶養者についても、希望する方については生活習慣病予防健診の受診を可能とする。また、被扶養者の特定健康診査と市町村が実施す

連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書や電話による催告などを実施する。また、発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

第二期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の初年度として、以下のような取組みを実施する。

- ◆ 被扶養者の特定健康診査について、保険者負担の上限額を引き上げることにより、自己負担額の軽減を図る。
- ◆ 被扶養者についても、希望する方については生活習慣病予防健診の受診を可能とする。

るがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等に実施する。

- ◆ 被扶養者に対する受診券について、被扶養者の自宅（被保険者宅）へ直接送付するとともに、被保険者や被扶養者に対する健診受診勧奨文書については、自宅に送付する。
- ◆ 引き続き、健診実施機関の拡大に努め、特に総合健診（人間ドック）については、船員保険会直営の健診実施機関以外での受診を可能とする。
- ◆ 船員手帳健康証明書データについては、被保険者から直接収集する取組みを継続するとともに、船舶所有者に対する収集の働きかけも強化する。
- ◆ また、船員手帳健康証明書データの提供をいただいた加入者について、各人の健康状態に適した健康づくりに関する情報提供等を行い、その健康づくりを支援するなどの取組みを進める。
- ◆ 特定保健指導対象者や糖尿病罹患者に対し、オーダーメイドの情報提供冊子を用いて医療機関への受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨を引き続き実施するとともに、新たに脂質異常や高血圧の者に対しても同様の取組みを行うこととし、そのうち治療が必要と思われる者や特定保健指導の未利用者に対しては、文書により再勧奨を実施する。
- ◆ 船舶所有者に対し、船舶所有者が事業を行う際に、加入者の健康づくりに取り組むことの意義等を広く周知するとともに、一定規模以上の船舶所有者に対し、加入者の健康状態等を分析した医療情報等を情報提供する事業について検討し、試行的に実施すること等を通じて、船舶所有者における健康づくりの支援、推進に努める。

- ◆ 船舶所有者経由で送付していた被扶養者に対する受診券について、被扶養者の自宅（被保険者宅）へ直接送付するとともに、被保険者や被扶養者に対する健診受診勧奨文書については、自宅に送付する。
- ◆ 引き続き、健診実施機関の拡大に努め、特に総合健診（人間ドック）については、船員保険会直営の健診実施機関以外での受診を可能とする。
- ◆ 船員手帳健康証明書データについては、被保険者から直接収集する取組みを開始するとともに、船舶所有者に対する収集の働きかけも強化する。
- ◆ 特定保健指導対象者に対し、オーダーメイドの情報提供冊子を用いて特定保健指導の利用勧奨を実施するとともに、未利用者に対しては文書により再勧奨を実施する。

(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み
加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 26 年度においても、
船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者各人の健康状
況に応じたオーダーメイドの情報提供（特定保健指導対象者、糖尿病罹
患者等を対象）、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施する。

(3) 福祉事業の着実な実施

船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医
療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな
保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上をを図る。

- ◆ 無線医療助言事業については、船員保険病院の運営主体が平成26
年4月以降変更されること等を踏まえ、当該変更について加入者や船
舶所有者に対し周知・広報を徹底するなど、事業の円滑かつ着実な
移行、継続を図る。
- ◆ 保養事業については、船員のニーズ等を踏まえつつ、より多くの
加入者が利用可能となるよう、外部委託を活用した保養施設利用補
助事業を開始する。
- ◆ また、これまでの保養事業は、必要な見直しを行った上で、事業
の円滑な実施を図る。

(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み
加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 25 年度においては、
船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者の健康状況に
応じたオーダーメイドの情報提供（特定保健指導対象者、糖尿病罹患者
等を対象）、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施する。

(3) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船
員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。なお、無
線医療助言事業については、船員保険病院の運営主体の変更（平成
26年4月）後も事業が円滑に行われるよう、無線医療支援システムの
改修などの必要な準備を行う。
- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との
団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の上
をを図る。
- ◆ 保養事業については、平成24年9月13日付けの「船員保険制度に関
する懇談会」報告を踏まえ、適切に対応する。

4．組織運営及び業務改革

健康保険事業と一体となって次のような取組みを推進する。

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

— 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

— 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

— コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

— リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研

4．組織運営及び業務改革

健康保険事業と一体となって次のような取組みを推進する。

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

— 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

— 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

— コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

— リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研

修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。

また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革の推進

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。

また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革の推進

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標(26年度船員保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回送)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 <u>38.5%</u> 被扶養者 <u>14.0%</u>
船員手帳健康証明データの取得	船員手帳健康証明データの取込率	<u>26.0%</u>
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 <u>13.0%</u> 被扶養者 <u>6.0%</u>
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額 (医療費ベース)	<u>25</u> 年度を上回る

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度 職員の応接態度に対する満足度 サービス全体としての満足度
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額 被保険者1人当たり外傷点検効果額 <u>被保険者1人当たり内容点検効果額</u>
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 随意契約の割合(件数)、内訳 コピー用紙等の消耗品使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

協会の運営に関する各種指標(25年度船員保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回送)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 <u>37.5%</u> 被扶養者 <u>12.0%</u>
船員手帳健康証明データの取得	船員手帳健康証明データの取込率	<u>23.0%</u>
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 <u>10.0%</u> 被扶養者 <u>5.0%</u>
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	<u>被保険者1人当たり内容点検効果額</u>	<u>24年度を上回る</u>

社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において開始された突合点検・縦覧点検の結果が協会の内容点検効果額に影響を与えるのは24年度の下期からであるため、単純比較はできないことに留意が必要。

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度 職員の応接態度に対する満足度 サービス全体としての満足度
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額 被保険者1人当たり外傷点検効果額
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 随意契約の割合(件数)、内訳 コピー用紙等の消耗品使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

・事業体系（平成26年度）

事 項		内 容
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の運営	船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	必要に応じて、一般保険料率(疾病保険料率・災害保健福祉保険料率)及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの総合的な推進を図る。
	統計	船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	保険証の交付	保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 59千人、被扶養者数 <u>71</u> 千人
	保険給付	船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・ 現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。) ・ 現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等) 【 <u>職務上上乘せ給付</u> ・独自給付】 ・ 休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金(上乘せ給付)、行方不明手当金 等
	レセプトの点検	レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・ レセプト件数: <u>1,454</u> 千件(<u>26</u> 年度見込み) <u>自動点検機能を活用した効率的なレセプト点検の実施に向けた取組み</u>
	債権の回収等	債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を保全し、回収する。
	疾病任意継続被保険者業務	疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・ 疾病任意継続被保険者:3千人
	相談等	支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	医療費通知(医療費に関する情報提供)等を行う。

・事業体系（平成 25 年度）

事 項		内 容
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の運営	船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	必要に応じて、一般保険料率(疾病保険料率・災害保健福祉保険料率)及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの総合的な推進を図る。
	統計	船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	保険証の交付	保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 59 千人、被扶養者数 <u>73</u> 千人
	保険給付	船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・ 現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。) ・ 現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等) 【独自給付】 ・ 休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金(上乘せ給付)、行方不明手当金 等
	レセプトの点検	レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・ レセプト件数: <u>1,405</u> 千件(<u>25</u> 年度見込み) ・ <u>レセプトオンライン化に対応</u>
	債権の回収等	債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を保全し、回収する。
	疾病任意継続被保険者業務	疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・ 疾病任意継続被保険者:3 千人
	相談等	支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	医療費通知(医療費に関する情報提供)等を行う。

・事業体系（平成 26 年度）

保健・福祉 事業	健診	<p>外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者(35歳以上の者)については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・ 被扶養者(40歳以上74歳まで)については、特定健康診査又は生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・ 生活習慣病予防健診受診者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成 29 年度)】 特定健康診査実施率:65.0%</p>
	保健指導	<p>外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果に基づき特定保健指導(情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援)を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成 29 年度)】 特定保健指導実施率:30.0%</p>
	加入者の健康支援	加入者の健康増進のための総合的な取組を行う。
	無線医療助言事業等	無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業等を行う。
	特別支給金等の支給	特別支給金や就学等援護費の支給を行う。
	高額医療費等の貸付	高額療養費や出産費用の貸付を行う。
	保養事業	保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

・事業体系（平成25年度）

保健・福祉 事業	健診	<p>外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(35歳以上の者)については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被扶養者(40歳以上74歳まで)については、特定健康診査又は生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被保険者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成29年度)】 特定健康診査実施率:65.0%</p>
	保健指導	<p>外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づき特定保健指導(情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援)を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成29年度)】 特定保健指導実施率:30.0%</p>
	加入者の健康支援	加入者の健康増進のための総合的な取組を行う。
	無線医療助言事業等	無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業等を行う。
	特別支給金等の支給	特別支給金や就学等援護費の支給を行う。
	高額医療費等の貸付	高額療養費や出産費用の貸付を行う。
	保養事業	保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。